

豊川市の内部統制について

2022年（令和4年）4月

豊 川 市

【目次】

I	はじめに	1
II	内部統制の概要	
1.	内部統制の定義	2
2.	内部統制の4つの目的	2
3.	内部統制の6つの基本要素	3
III	豊川市における内部統制制度の導入	
1.	内部統制基本方針の策定	6
2.	内部統制体制の整備	6
3.	内部統制の対象とする事務	6
4.	リスク管理シートを用いたリスク管理の取組	7
5.	内部統制評価報告書の作成	9
6.	内部統制体制の見直し	9
7.	内部統制推進体制図	10
8.	内部統制体制の運用イメージ	11
IV	豊川市内部統制基本方針	12

I はじめに

これまで本市においては、地方自治法や地方公務員法をはじめとする法令の遵守に努めるとともに、市の規則や各種手引き等において事務の適正な執行のための制度や手続等を整備してその適切な運用を行うなど、コンプライアンスの推進を中心とした内部統制に取り組んできました。

また、監査委員による監査などのチェック体制も整備されていることから、これまでも一定の範囲で内部統制機能は存在していたと言えます。その中で、国は平成29年6月、施行日を令和2年4月1日とする地方自治法の一部改正を行い、地方公共団体の内部統制の制度化を決定しました。

内部統制の制度化とは、都道府県知事及び指定都市の市長が内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが求められ、その他の市町村長においては、同様のことが努力義務として規定されたものですが、附帯決議のなかでは指定都市以外の市町村の長にあっても、内部統制に関する方針を策定することが求められました。

内部統制の制度化の背景として、地方公共団体の事務の複雑・多様化や行政改革の進展により、地方公共団体の行政サービス提供体制が変化していることもあり、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっていることが挙げられています。

このような状況を受け、本市としましても令和4年4月から地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、これまでの取組みに加え、内部統制に関する方針の策定、必要な体制の整備、評価報告書の作成等を実施することで、一層の事務の適正な執行に努めます。

◇地方自治法に基づく内部統制制度の導入とは

1. 内部統制基本方針の策定・公表
2. 内部統制体制の整備（リスク管理の取組みの実施（毎年度4月1日から3月31日までを対象期間として、PDCAサイクルによるリスク管理を実施））
3. 内部統制評価報告書の作成（監査委員の意見を付して議会へ提出・公表）

Ⅱ 内部統制の概要

1. 内部統制の定義

内部統制とは、基本的に、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びICT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成されるものです。

2. 内部統制の4つの目的

①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成のため、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること

②財務報告等の信頼性の確保

予算・決算等の財務に関する報告や政策に関する報告等に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること

③業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること

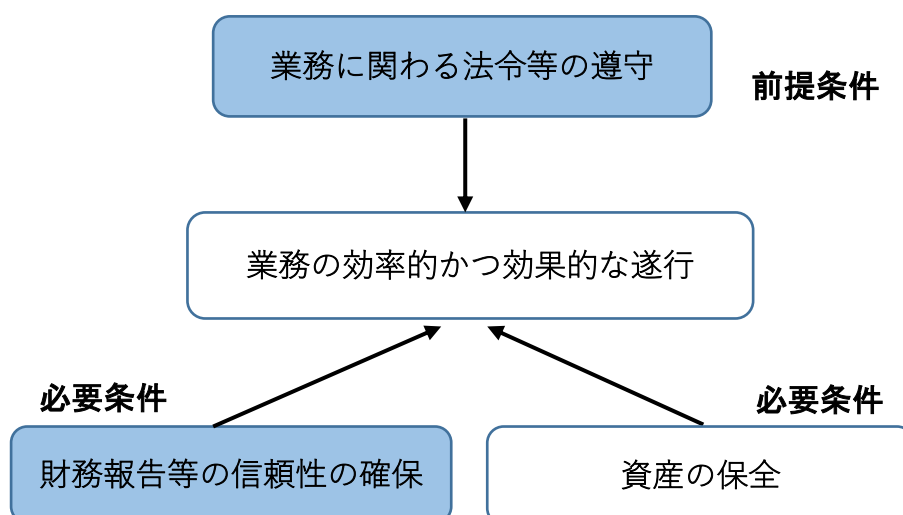
内部統制の4つの目的は、民間企業において適切な業務執行を確保するために定められたものがベースとなっています。地方公共団体では、これまでも地方自治法第2条第14項から第17項等、内部統制の目的及びその趣旨に基づき、適正に事務処理を行うべきことが規定されていました。

地方公共団体の場合は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないため、「業務の効率的かつ効果的な遂行」が最終的な目的となります。その前提条件となるのが「業務に関わる法令等の遵守」であり、次に必要条件となるのが「財務報告等の信頼性の確保」及び「資産の保全」です。

また、改正法の規定により内部統制が必要とされる項目は、財務に関する事務その他総務省令で定める事務となっているため、財務報告に関する分野を優先して制度化することが必要となります。

業務の効率的かつ効果的な遂行という目的を達成するために、法令等を遵守し、財務等に関する信頼性という部分から内部統制制度が構築されていくと考えられ、全ての行政事務について内部統制を導入するということではありません。したがって、内部統制の導入においては、はじめに法令等の遵守及び財務報告等の信頼性を確保することが重要であると考えます。

【4つの目的の関係性】



3. 内部統制の6つの基本的要素

内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となるものです。内部統制の目的は、6つの基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することによって達成されます。

①統制環境

統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応に影響を及ぼす基盤をいいます。

②リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいいます。

組織は、リスクの評価として、組織の内外で発生するリスクを、組織全体の目標に関わるリスクと組織の職能や活動単位の目標に関わる業務別のリスクに分類し、その性質に応じて、識別されたリスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析し、当該目的への影響を評価します。その上で、リスクへの対応として、評価されたリスクについて、その回避、低減、移転又は受容等の適切な対応を選択します。

③統制活動

統制活動とは、長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいいます。

統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれます。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するものです。

④情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいいます。

組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要です。

⑤モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいいます。

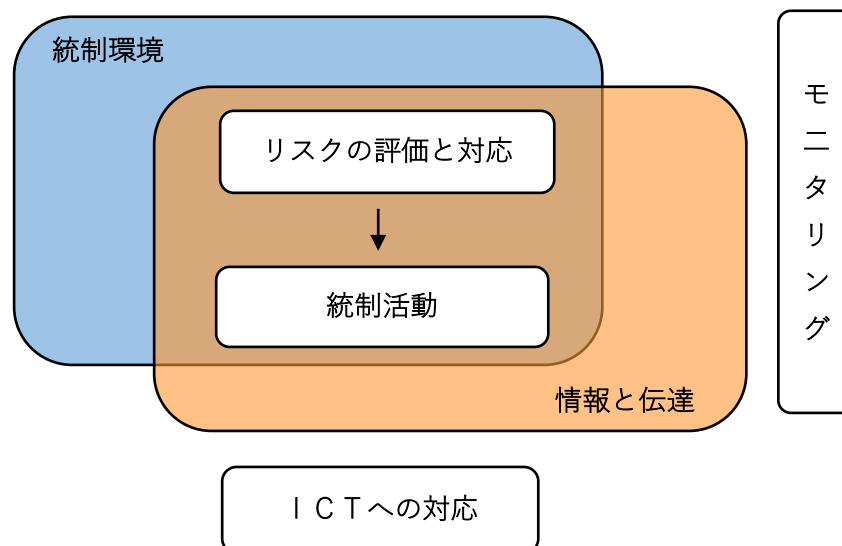
モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることとなります。モニタリングには、内部統制の有効性を監視するために、業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングと、通常の業務から独立した視点で、定期的又は随時に行われる独立的評価があります。

⑥ ICTへの対応

ICTへの対応とは、組織目的を達成するために、あらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応することをいいます。

ICTへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に存在するものではありませんが、組織の業務内容がICTに大きく依存している場合や組織の情報システムがICTを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となります。

【6つの基本的要素の関係性】



Ⅲ 豊川市における内部統制制度の導入

1. 内部統制基本方針の策定

この度、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行 ②財務報告等の信頼性の確保 ③業務に関わる法令等の遵守 ④資産の保全）の達成に向けて、市民から信頼され、質の高い行政運営に全ての職員で取り組むための決意として、豊川市独自の内部統制の体制及び運用に関する基本方針を定めました。これは、地方自治法第150条第2項に規定する方針として定めるものであり、本市の内部統制についての組織的な取組みの方向性を示すものです。

これまで整備し、運用してきた様々な手引きやマニュアル等については、内部統制推進のための重要なツールとして、あらためて内部統制制度を推進する中で体系的に運用していきます。

2. 内部統制体制の整備

内部統制に関する市の考え方や方向性等が一貫性をもって全ての職員に周知され、推進していく全庁的な推進体制を確立し、内部統制の推進に係る総合調整や情報共有を図るため、市長を最高責任者とした「内部統制推進会議」を設置します。

また、内部統制体制の整備及び運用を推進する「推進セクション」にリスク管理の中心的な役割を担う財務事務を所管する課を位置付けるとともに、各課における内部統制の評価を取りまとめて報告書を作成する「評価セクション」の役割を総務部行政課が担うことで、内部統制に関する機能を関係部署が総合的かつ横断的に連携しながら、全庁的な取組みを推進していきます。（P.10「内部統制推進体制図」参照）

3. 内部統制の対象とする事務

内部統制において対象とするリスクは、危機管理で想定される事後対応が必要なリスクではなく、事前統制の対象となりうる業務における事象をとらえます。

本市において内部統制導入の対象とするリスクは、事前統制の対象となりうる行政運営に関するリスク全般ではなく、地方自治法第150条第2項第1号に規定す

る「財務に関する事務」のリスクとします。

財務に関する事務以外のリスクについては、現時点では内部統制制度導入の対象とはしませんが、市全体の事務の効率性、有効性の確保のためには、各部署においてできる限り、業務手順の可視化や必要なマニュアルの整備などを進める必要があります。

【行政運営に関するリスク】
(事前統制の対象となるもの)

各課固有の事務リスク

財務に関する事務リスク

◇内部統制の対象とする事務の一覧

分類	対象事務
予算	予算の編成及び執行調整に関する事務
収入	市税等の賦課に関する事務
	市税等の収入に関する事務
	使用料、手数料及び占用料に関する事務
	市債等に関する事務
支出	支出負担行為に関する事務
	小切手に関する事務
	職員の給与等に関する事務
決算	決算の調製に関する事務
契約	契約に関する事務
現金及び有価証券	現金及び有価証券に関する事務
時効	市税の欠損処分及び滞納繰越に関する事務
財産	財政調整基金等に関する事務
	公有財産及び物品に関する事務
その他	財政状況の公表等に関する事務、公印を使用する事務、準公金に関する事務

4. リスク管理シートを用いたリスク管理の取組

内部統制は、リスクの発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する仕組みとも言われています。

リスクとは、「ある事象が発生した場合に、目的の達成を阻害する要因」とされています。地方公共団体には、「住民の福祉の増進」という目的があることから、地方公共団体のリスクとは、「住民の福祉の増進を阻害する要因」とと言えます。

そこで、「リスク管理」という手法を用いて、行政を取り巻くリスクを組織的に把握し、リスクが発生する前に必要な対策を講じるなど、リスクの発生を予防、抑制するとともに、現実が発生した場合も、被害を最小限に留めることができるように組織体制や対応策を整えていきます。

本市においては、リスク管理を適正に実施するために、「リスク管理シート」を作成、活用します。このリスク管理シートは、あらかじめ組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして洗い出すとともに、予防策や対応策を記載して情報の共有を図るツールとして活用します。

さらに、期末に各部署が自己評価を行った結果を記入し、業務上のリスクの発生頻度や影響度を踏まえ、整理した予防策や対応策についての検証や見直しを図ることと、1年を通じたPDCAサイクルを完成させ、内部統制の実効性を高めます。

(P.11「内部統制体制の運用イメージ」参照)

リスク管理シート（全庁管理リスク）※抜粋

リスクNO	分類	業務区分及び対象事務	リスク識別・評価				
			リスクの内容	発生頻度 (目安)	影響度 (発生した時に影響がどこまで及ぶか)	対応の優先度	リスク記載日
1	収入	収入（事前調定） ・市税等の賦課に関する事務 ・市税等の収入に関する事務 ・使用料、手数料及び占用料に関する事務 ・市債等に関する事務	【調定根拠に関する誤り】 許可書又は契約書等に納入すべき金額等が正しく記載されていない。	② 年に数回	② 大（市民生活、業務活動）	① 高（最優先）	R4.4
2			【調定根拠に関する誤り】 税及び社会保険等の課税、賦課等について誤った金額又は誤った相手方による意思決定を行う。	② 年に数回	② 大（市民生活、業務活動）	① 高（最優先）	R7.4
3			【調定根拠に関する誤り】 国庫支出金、県支出金、市債等に係る納入すべき金額等が正しく算定されていない。	② 年に数回	③ 中（他部署）	① 高（最優先）	R7.4

※このシートに掲載しているリスクは、愛知県が全庁共通リスクとして取り組んでいるリスクの一覧を参考に、豊川市の財務事務所管課において必要な加除を行ったもので、財務事務の業務区分のうち「収入」「支出」「契約」「現金及び有価証券」「財産」に分類して抽出しています。

リスクの内容に対する対応策の整備状況			取り組みの実施・自己評価（各課）					
リスク対応策	法令・規則等	所管課	日付	認知したリスクの内容	リスクの区分	リスク発現の理由	改善事項	評価者
許可又は契約等の手続を適正に行い、調定の根拠となる金額等が正しく記載された許可書や契約書等を作成する。	・地方自治法第231条 ・地方自治法施行令第154条	会計課			1 整備 2 運用			
課税、賦課決定等について、金額及び相手方について、調定の根拠が正しいことを確認できる資料を添付し突合する。	・豊川市予算決算会計規則第32条	市民税課			1 整備 2 運用			
法令等に定める算出基礎額や端数処理方法等を確認の上、調定金額を算出する。	・豊川市予算決算会計規則第32条	財政課			1 整備 3 運用			

※「リスク識別・評価」及び「対応策の整備状況」については、当該リスクが発現した場合の「影響度」に注視し、本市の行政サービスの提供に支障が生じたり、本市の信用に影響が生じるレベルの影響度を「大・中・小」の3段階で分類した場合の「中」以上となることが想定されるリスクを掲載することとし、事務処理段階における軽微なミスや誤りのような影響度が低いと思われるリスクは除いています。

5. 内部統制評価報告書の作成

市長は毎年度、財務に関する事務の内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査に付します。監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書は、議会に提出するとともに市民へ公表します。

(1) 評価体制

各部署での自己評価をもとに、推進セクション（財務事務所管課）からの報告を経て、評価セクション（行政課）が中心となって評価報告書への取りまとめを行います。評価の最終的な責任者は市長となります。

(2) 推進セクションによる各部署の自己評価の分析

各部署での自己評価は、年度末の3月31日を評価基準日として実施し、リスク管理シートにより推進セクションへ提出します。各部署からリスク管理シートの提出を受けた推進セクションは、所管する財務事務リスクの管理状況を確認するとともに、リスク管理の状況を分析して、評価セクションへ報告します。

(3) 評価セクションによる評価

推進セクションから各部署のリスク管理の状況報告を受けた評価セクションは、その結果に基づいて内部統制評価報告書を作成します。その際、財務に関する事務の内部統制の整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかを独立的に評価します。

(4) 内部統制評価報告書の審査、公表

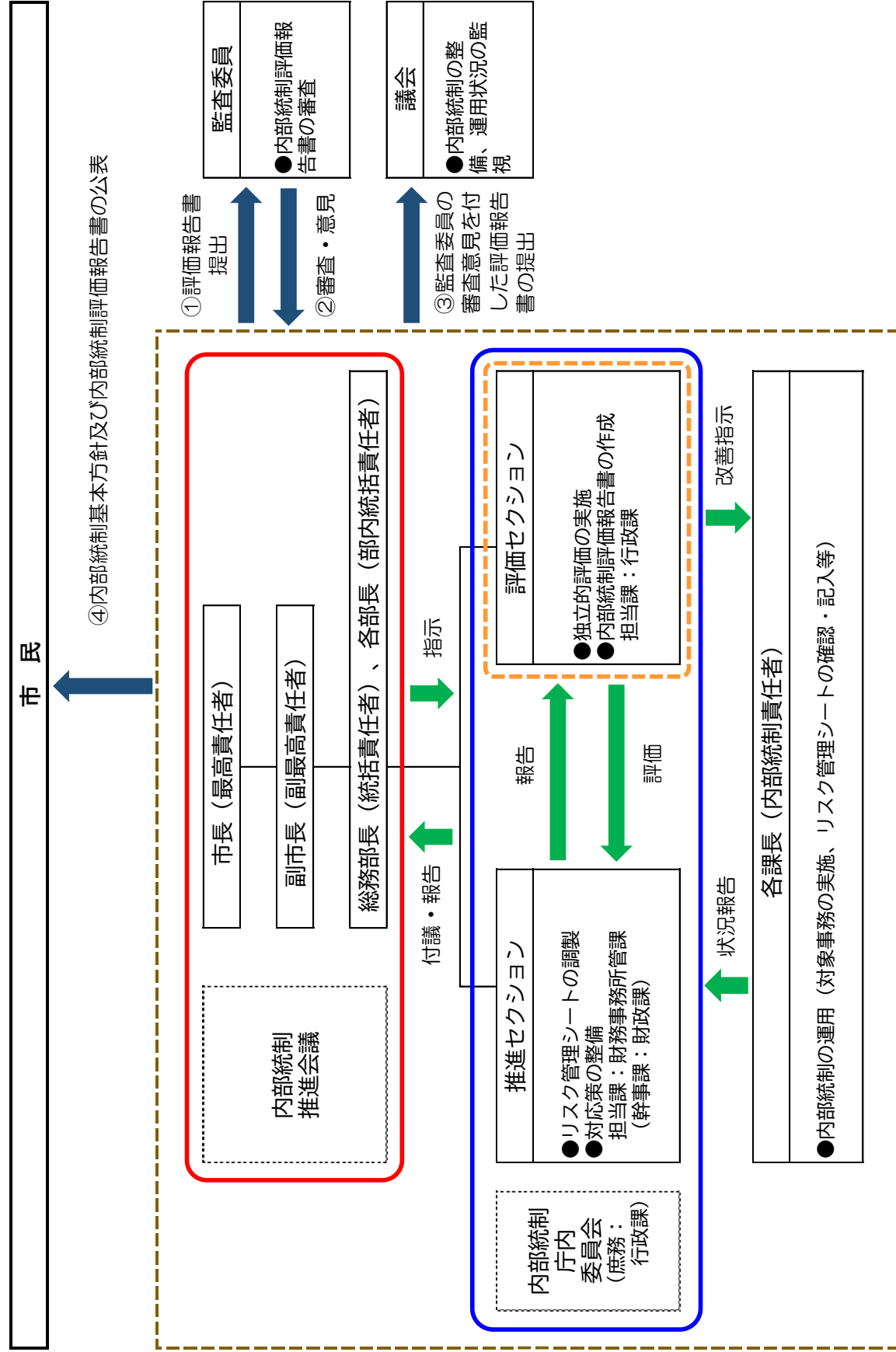
市長は、評価基準日である年度末の3月31日を基準日として、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付します。

そして、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書は、決算期の議会（9月）に提出するとともに、市ホームページにおいて公表します。

6. 内部統制体制の見直し

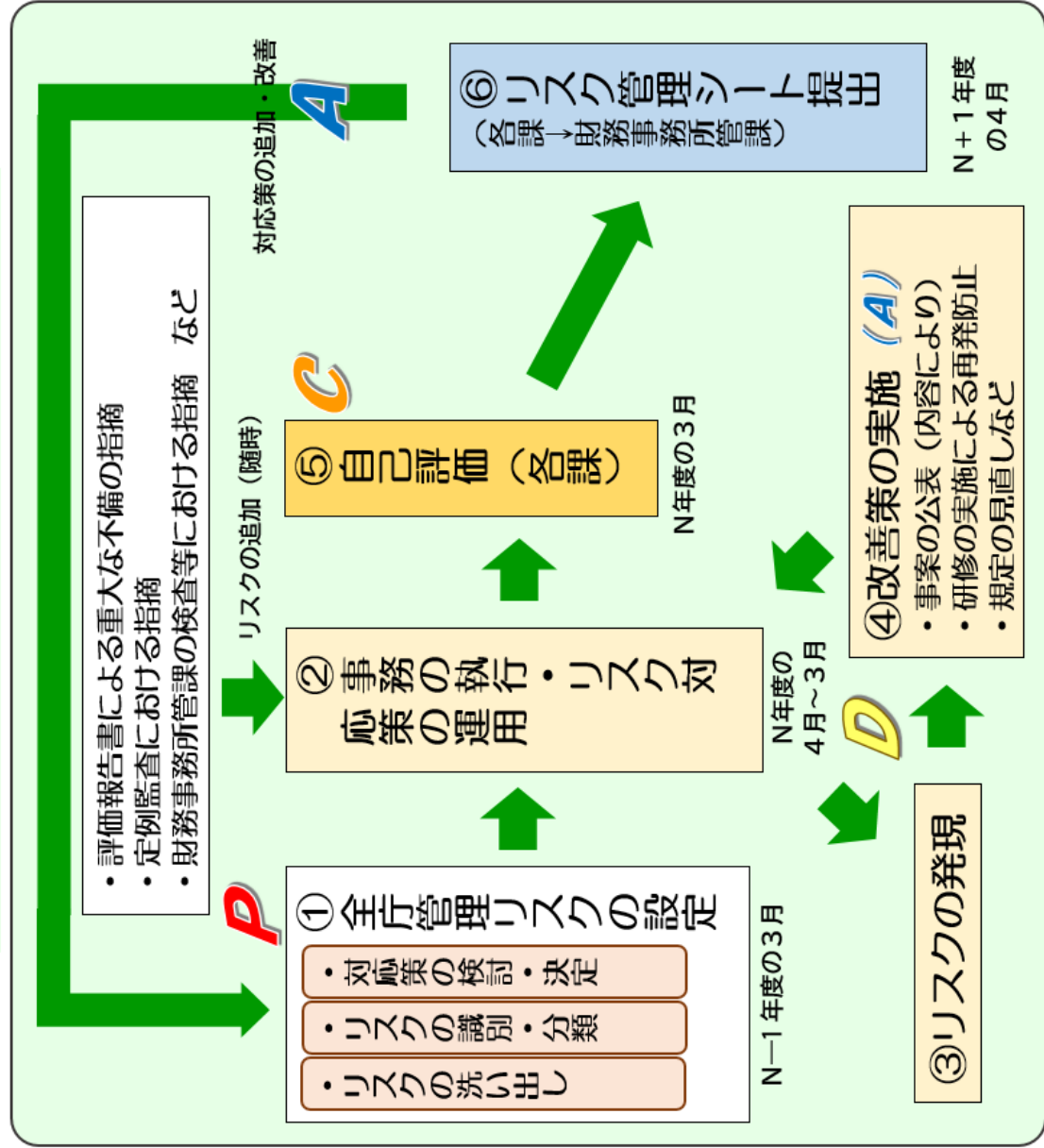
本市の内部統制の組織的な取組みの方向性については、内部統制の取組みの進捗状況や、法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討します。

7. 内部統制推進体制図



8. 内部統制体制の運用イメージ

評価対象期間におけるリスク管理のサイクル

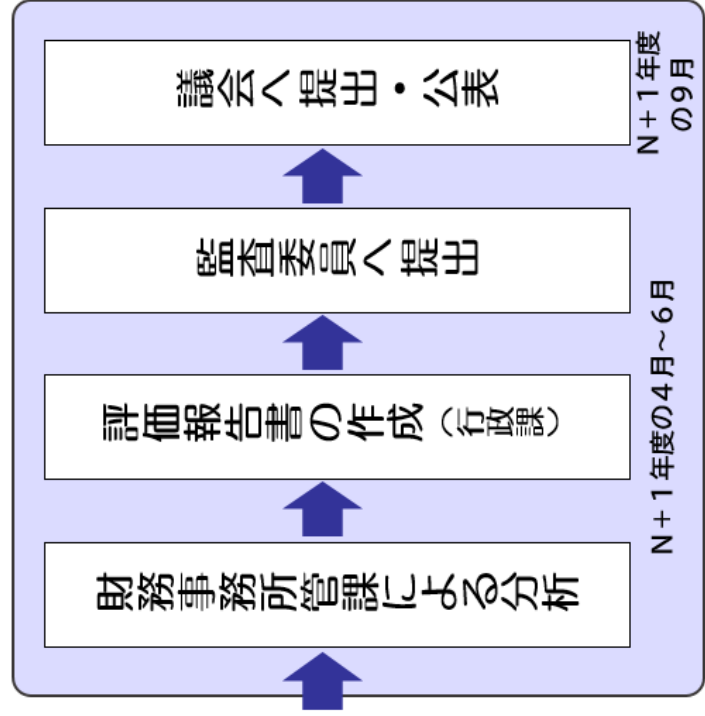


※評価対象期間 (内部統制の運用サイクルの期間) は、毎年度4月1日から3月31日まで (図中のN年度)

※自己評価の評価基準日は3月31日

※地方公営企業の管理者が設置されている病院事業を除く。

内部統制評価報告書



IV 豊川市内部統制基本方針

豊川市内部統制基本方針

1 基本的な考え方

豊川市では、市民の皆様から信頼される行政運営を行っていくため、内部統制体制の整備及び運用に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項に規定に基づき、内部統制基本方針を次のように定めます。

2 内部統制の目的

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成のため、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

（2）財務報告等の信頼性の確保

リスクを的確に把握し、適正な事務の管理及び執行を通じた正確な財務報告等により、その信頼性を確保します。

（3）業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務の根拠法令等を理解し、遵守することで、業務を適正に執行します。

（4）資産の保全

正当な手続により資産の取得、使用及び処分を行い、適正な資産の保全を図ります。

3 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

4 内部統制の整備・運用状況の報告

内部統制の整備と運用状況及び改善措置状況については、毎年度作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員による審査を経た後に、監査委員の意見を付けて議会へ提出し、公表します。

5 方針の見直し

本方針については、本市を取り巻く状況の変化や内部統制の整備及び運用状況並びに監査委員の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

2022年（令和4年）4月1日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市の内部統制について

2022 年（令和 4 年）4 月

2025 年（令和 7 年）4 月改定

豊川市総務部行政課

〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

TEL:0533-89-2123 FAX:0533-89-2125

E-mail:gyosei@city.toyokawa.lg.jp